

店頭外国為替証拠金取引(店頭FX)に係る税金について

個人が行った店頭外国為替証拠金取引で発生した益金（売買による差益及びスワップポイント収益をいいます。以下、同じ。）は、2012年1月1日の取引以降、「雑所得」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。税率は、所得税が15%、地方税が5%となります。

その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降3年間繰り越すことができます。

法人が行った店頭外国為替証拠金取引で発生した益金は、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。

金融商品取引業者は、顧客の店頭外国為替証拠金取引について差金等決済を行った場合には、原則として、当該顧客の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当該金融商品取引業者の所轄税務署長に提出します。

詳しくは、税理士等の専門家にお問い合わせ下さい。

改正ポイント

1. 一律20%の申告分離課税となります。今までは、他の所得と合算して総合課税（最高税率50%）でしたが、所得税15%、地方税5%となります。
2. 他のデリバティブ取引（くりっく365、大証FX、商品先物取引など）との損益通算ができます。今までは、取引所FXとの損益通算は出来ませんでした。
3. 損失を3年間、繰越控除する事が出来ます。ただし、損失が発生した年とその後3年間、確定申告する必要があります。

※平成23年1月から12月までの間における実現損益を対象とする確定申告につきましては、従来通り総合課税が適用されますのでご注意下さい。

※平成24年1月から12月までの年間の損益証明書を平成25年1月中に郵送致しますので確定申告の際、ご利用下さい。